

とちまる安心認証制度実施要綱第2条第2号で規定する対象除外施設について

令和3(2021)年5月7日制定

とちまる安心認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第2条第2号で規定する対象除外施設については、以下のとおりとする。

宿泊施設において、各客室で宿泊者に食事を提供する場合は当該客室

## 附 則

（施行期日）

この規定は、令和3(2021)年12月3日から施行する。